広報 すさき

発行所
須崎市役[illegible]
発行人
総務課長 竹林亀[illegible]
昭和30年8月15日
第1号

発刊によせて

團結の力によつて計畫の一つ〜〜實現へ

須崎市長 上田辻[illegible]

町村合併促進法の実施によつて町村合併が急速に行はれ四国に二十四の市が生れました。高知県でも五つの新しい市が誕生したのであります。

須崎市も昨年十月一日かねて親交の深かつた須崎、多ノ郷、吾桑、浦ノ内、上分の五ケ町村で須崎市を作り十一月には新しい選挙が行はれ愈々市制へのスタートしたのでありますが広い地域と田園都市的な色彩を帯びてゐて街や港や道路の開発産業の振興など盛り沢山な計畫をもつてゐます。

これらの事業はこと〜〜く市民の皆様の深い御理解と御協力がなければ実現出来ない事は今更申上げるまでもありません。

一つの町や村で出来ない事が須崎市と云ふ合体の結集三万五千の団結の力によつて計画の一つ〜〜を実現致したいと思ひます。

今月から市の広報を発行することになりました、広報は市に起つた色々の項の中で皆様の生活に直接必要な事項をお知らせし様の御協力を求めるのが的であります。

素人の編集であります[illegible]要を得ない点は今後の[illegible]聲や御指導によつて次に改善することゝ思ひますが皆様の生活に少しでも役に立てば幸甚の致りに[illegible]ます。

より良き須崎市を建[illegible]るため何卒御愛読の上上ながらの御協力を切願いして発刊の御挨拶します。

“新生須崎市政を”

擔う人々

岡本筆馬	前	59	議長	商業	青木の辻
松田幸吉	元	54	副議長	農業	小浜
笹岡徳馬	前	38	産経副委員長	漁協組合長	沖町
森田稲穂	前	57	建設委員	農業	浦ノ内出見
宮本進一	新	39	総務副委員長	水産加工業	須崎琴平
浜口美與志	元	46	教育民生委員	農業	多ノ郷大谷
下元繁則	新	32	総務委員	農業	須崎角谷
高橋盛雄	新	50	教育民生副委員長	農業	吾桑鋼ノ川
田川兼盛	前	57	教育民生委員長	興業人	須崎原町
赤崎行雄	新	35	産経委員	商業	上分笹野
小松正一	前	42	総務委員	農業	上分平野
大野則樹	元	64	総務委員長	農業	多ノ郷神田
竹下正秋	元	[illegible]	建設副委	神職	吾桑[illegible]
岡田保	新	[illegible]	教育民[illegible]委員	漁業	須崎[illegible]
梅原里吉	元	[illegible]	建設委員	農業	多ノ郷[illegible]
宮地豊増	前	[illegible]	建設委員	米穀商	須崎琴[illegible]
山本誠一	新	[illegible]	総務委員	農業	浦ノ内[illegible]
森光義治	新	46	産経委員	漁業	多ノ郷大[illegible]
宮崎達太郎	新	[illegible]	産経委員	農業	須崎池ノ内
山崎冨士馬	前	54	産経委員	農業	多ノ郷押岡
宇都宮正一	元	53	総務委員	商業	多ノ郷大間
谷作次	新	57	教育民生委員	商業	須崎新町
古谷義計	前	41	産経委員	農業	須崎安和
里見勝男	新	48	教育民生委員	農業	浦ノ内東分
天野要	新	35	教育民生委員	職員	須崎横町
福原政吉	前	52	建設委員長	会社重役	須崎新町
大山聰	元	68	建設委員	農業	上分落合
[illegible]幸一郎	新	62	総務委員	海運業	須崎東古市
寺田竹松	前	67	産経委員	漁協組合長	須崎琴平
弘田実	新	29	教育民生委員	採石業	上分落合
明神高志	前	36	教育民生委員	製造業	多ノ郷大間
小野一喜知	前	52	建設委員	県厚生職員	多ノ郷正ノ岡
森田幸義	元	60	建設委員	農業	浦ノ内[illegible]
大野柳喜	前	40	総務委員	商業	吾桑小浜
杉野顯茂	新	53	産経委員	農業	浦ノ内西分
中平保	元	51	産経委員長	農業	吾桑国見
寺田重澄	新	41	総務委員	農業	浦ノ内西分
笹岡辨太郎	新	64	建設委員	農業	須崎坂ノ川

（説明）一、新旧別　二、年令（元年度）三、役職　四、職業　五、住所（議席順）

共同施設税とは

目的税として須崎地区、多ノ郷地区及び浦ノ内地区に施行されるもので、農業用排水機にかゝる受益地区で市長が指定する地域の水田耕作者に課せられる税であります。（現在迄は排水負担金として徴収していたものである。）[illegible]長の指定する地域税率は[illegible]の通りであります。

桐間甲地区	一反	八百五十円
桐間乙地区	一反	五百五十円
桐間丙地区	一反	三百五十[illegible]
大峯地区	一反	[illegible]
大間沖田地区	一反	五百三[illegible]
源藏甲地区	一反	[illegible]
源藏乙地区	一反	九百三十円
池ノ内地区	一反	七百十円
横浪汐[illegible]地区	一反	五百六十円
坂内地区	一反	二千八百円
中ノ浦沖田	一反	九百円
中ノ浦管の浜	一反	九百三十円
× ×	一反	千五百円

建築着工届並確認申請書の提出に就て

昭[illegible]二十五年五月二十四日を[illegible]建築基準法が、施行となり、その冒頭に国の生命と健康及財産の保[illegible]法第[illegible]確認の申[illegible]旧須崎町[illegible]中氏、安[illegible]の区域内の[illegible]路、上組、[illegible]大谷、[illegible]除く地[illegible]猶許可[illegible]着工届を出さ[illegible]なければならない建物は十平方米以上のものにつき市内全域に摘用されますので、法の遵守方

男	17.370
女	17.788
計	35.158

須崎市理由別出入人口調

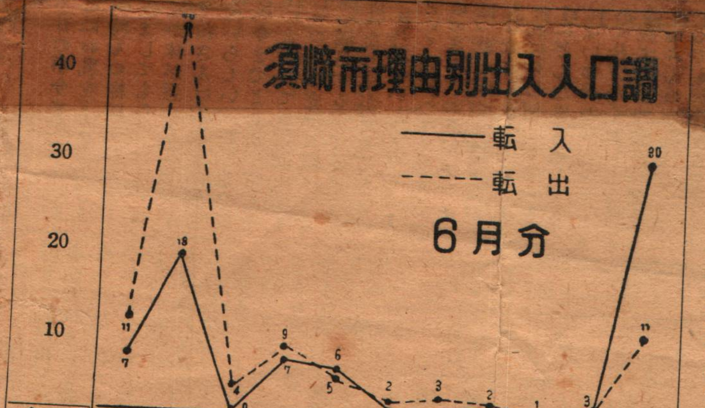

を図る[illegible]の増[illegible]

[illegible]の紹介で

議会に対して請願書や陳情書又は要望、嘆願等いろいろと提出されるのが最近非常に多くなりましたので、その提出について御通知致します。

請願書は地方自治法第百二十四条の規定によるものでありまして、議会議員の招介が必要です。書式とて規定はありませんが大体、表紙に、請願書、何々に関する請願、又、招介議員何某、と記載し内容はなるべく箇けつに要領よくその請願の趣旨がはつきりと判るよう書き、末尾に提出の年月日と提出者住所氏名印を付し、法人なれば、住所、法人名、代表者名印を記載して下さい、尚、宛先は市議会又は議長宛提出するのが当であつて、往々常任委本員長又は市長と連記々載してあるのが見受けられますがこれは間違いです。

陳情書、嘆願書、要望書等については法的に規定はありませんので招介議員は入りませんがその他形式内容については、請願書同様です。尚、署名簿を添付する場合は末尾に付して提出代表者外何名と記載して下さい、その他複雑な陳情の場合には図面又は参考書類を付けて下さい。

【議会事務局】

中小企業災害復旧融資（国[illegible]金融公庫）の申込者選定經過

一、中小企業者に村する国民金融公庫よりの災害復旧融資[illegible]付須崎市内の希望者は件[illegible]二三名、金額四、六七〇万[illegible]円であり之に対し県より須崎市に割当られた融資の枠は僅か一〇〇万円であります。

二、右の融資希望者に対し市当局と致しましては市議会産業経済委員会と緊密な連絡の下に、先づ市民税及び固定資産税の完納の有無について調査致しました[illegible]果完納者は八九名であり[illegible]して、之等完納者の中に[illegible]県より指定せられている業態外の業者及び融資辞退者を除外致しまして有資格[illegible]七一名より抽籤によつて五名を選定最高三万円最[illegible]二万円を割当し合計百万[illegible]の申込者を決定したものであります。

市章募集！

新生須崎市に相応しい市章を次の要項により募集致して居ります皆様の応募お待ち致しています。

募集要項

一、目的　市の紋章又はバッチ図案にも使用するもので図案をもつて須崎市を象徴せるもの

二、規格　形状及び図案内容は随意なるも新生須崎市に相応しいもの

三、[illegible]

四、[illegible]別[illegible]

五、送り[illegible]務課

六、締切期[illegible]九月一日[illegible]

七、授賞　入[illegible]円佳作三[illegible]

八、発表　[illegible]月一日

九、備考　応募作品[illegible]切返還せず入選作品の使用等の権利は市に帰属す[illegible]

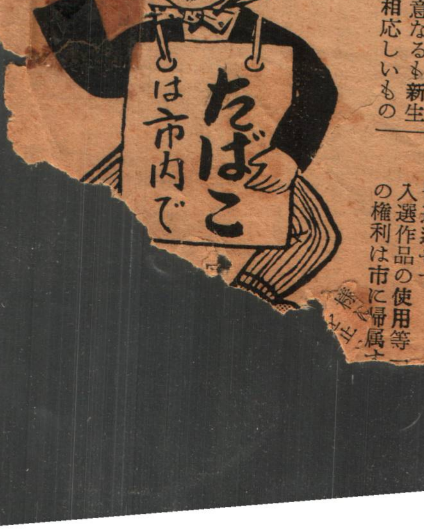

第1号　報すさき　昭和30年8月15日

納税組合のおすすめ

▽「源泉なれば納まるが申告なら滞納になる」、と云ふ理屈はない筈ですが納期が來てイザ納期内納税の段になると、ソウは參らないところに問題があります。

市民の福祉増進の根幹をなしている重要な市税を納期内に間違いなく容易に納税する方法はないものかと市民の皆様には誰しもが御考になつているでありませう。

▽それには納税者の方々が日頃納税の重要性を十分自覚され必ず納期内に納税を実行せらるるならそれでよいことになります。而しこのことは現情を顧みるまでもなく兎角実行困難であり持続性もなくうまくいきません。そこで、組合等をつくつて団結の力で御互に励まし納税の義務を履行してゆくことの必要さを痛感させられます。

こうした世論の要望に応へて納税組合によることが一番適切だという結論になりました。

▽須崎市の一部には既に納税組合があつて活動しています。この組合の方々に対して深く敬意を表しますと共に今後は更に納税組合の普及を奨励し、おいおいは日掛、週掛、月掛などの方法で貯蓄をし法的に種々の恩典を受けている納税貯蓄組合にまで改組発展したいものと考へています。

須崎市としては納税組合の奨励と助長との爲に要る経費を三十年度の予算に計上致しました。

▽地方財政の赤字問題は世上論議の一大焦点となつています。

市民の皆様には新市発足に方り将來税務行政の使命の極めて重大なことに鑑みられまして納税組合の普及と其の助長とにつき一層の御理解と御尽力とをお願い致します。

夏の夜空を飾る豪華な花火
〝須崎港まつり〟の賑い

須崎商工会議所ならびに須崎海運クラブ共催の〃須崎港まつり〃は、十九日歌と踊の前夜祭につづいて、二十日海の記念日に盛大に開催せられた。

この日午前八時海上祈願祭のうち午後は富士ケ浜海水浴場開きとして小、中、高校生たちの、スイカ、アヒル奪い、遠泳大会など行われ夜間は呼物の花火会がにぎやかに催され夏の夜空を彩る六十数本の打上、仕掛花火は数万の見物人たちの拍手かつさいを浴びた。

（寫真は海水浴場開きのにぎはいと、夏の夜空を彩る豪華な花火）

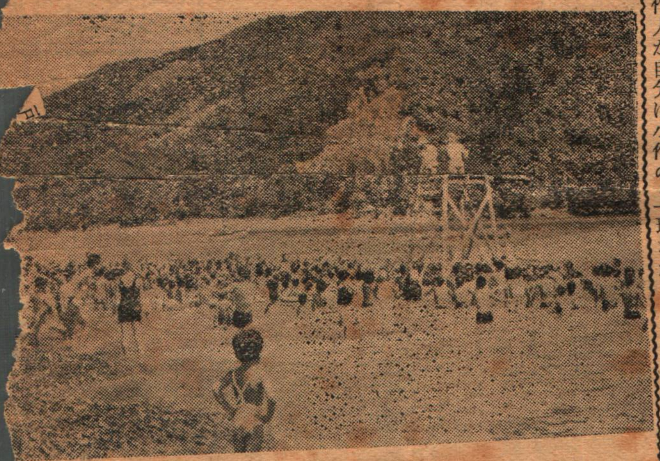

農地の取扱について。

農地はその農地を耕作する者が所有する事を最も適当とする原則から農地は機会あるごとに自作地化し極力小作地を減らす事を目的として農地の取扱については色々と制限が加へられています。

一、農地の売買手続について

現在須崎市内の農地の移動は毎月六十七件（五〇反）位に及んでいますが農地誰が買つても良い事にすれば金持が農地を買い集めて又農地改革前のように地主が出来て、折角自作農になつた人達が再び小作人になつて苦しむこと、なります。そこで農地を買う人の資格を制限して一定の手続をふまない売買は法律的に無効であり土地登記も出来ません。買手の資格について申しますと、農地を買い受ける人は自分が耕作するか、又自分の世帯員が耕作するという事が第一の条件であります。買い取つても自分が耕作せず人に貸し付けたり人手不足で耕作出来なかつたりする場合には買う事は出来ません。従つてその農地が小作地であるときは、先づその小作人が第一の資格者で小作人以外の人は原則として買う事が出来ません。もし小作人が自分は小作のよ[illegible]から買はないと言へ[illegible]の農地は地主が売る[illegible]出来ませんので此の[illegible]は地主が申出れば政府[illegible]い取つてそのまゝ小作[illegible]貸し付けておくことになります。資格は買手が現在三反[illegible]上耕作していることでこれは農業経営の零細を防ぐためであり現に三反歩以上耕作している農家でなければ買う事は出来ません。又買手の所有農地の面積と借りている小作地の面積との合計が一町九反歩以上にならない事です。先[illegible]農地を売る人は以上の様な資格者を買手としてさがし買手完手の双方で一定の手続書面を農業委員会に提出しなければなりませんが、此の際農業委員会は売買の事情を良く調べて前に述べた様に買手の資格があるかどうか意見を付けて知事に提出し知事の許可を受ける事になります。

二、農地をつぶす場合について。

農地をつぶして宅地にしたり工場を建てたりして農地以外のものにする場合にはすべて知事の許可（五千坪以上は農林六臣）を受けなければなりません。自分で自分の農地をつぶす場合でも他人につぶす事を許す場合でも同様です。農地が少なく国内の食糧が足りない現状から止むを得ず農地をつぶすことを制限して居る訳です。尚、農地をつぶす場合には二ケ月位い前に農業委員会へ申し出て下さい。

三、小作地の取上について

農地等の賃貸借契約期間が満了した事を理由に地主の返還要求がなされ、小作人はやむを得ないものとしてこれに応じている例があるようですが必ずしもその必要はありません。小作契約書に記載された期間が五年なり十年なりで定められて居るがために小作人はその期限が来れば契約は自然解除になる、或は地主の要求により解約しなければならないと考え、又一方地主は契約期間満了を理由に解約を強要する事が出来ると考えて居る向もあるようですが農地法ではそうゆう事のないように一定の申請書を農業委員会へ提出し委員会が意見をつけて知事に送付し知事は県の農業会議の意見を聞いて許可不許可が決定されます。

四、小作料の改正について

今までの農地の小作料に石当り五百二十五円反当最高六百円となつておりましたが本年度からは小作料金を改正する事となり現在農業委員会の委員さんと職員が皆様の小作地を一筆毎に調査しておりますので御協力下さい。調査した小作地は一筆毎に知事の認可を受け[illegible]作料の[illegible]高額を決定し[illegible]

五、小作地等の所有について

不在地主の所有する小作地や市内地主の所有する一定限度の小作地等は所有制限されています。即ち農地の売買については制限を加へて小作地の再発を防止し小作地が生じた場合は強制的に譲渡さすか又は政府[illegible]買収によって所有を[illegible]農地改革の原則を維[illegible]事になつております。

尚その他農地問題について疑問の点は近くの農業委員や農業委員会の事務局又は各支所の農業委員会の職員が一名常時駐在して居ますのでお問い合せ下さい。

【須崎市農業委員会事務局】

私は赤ちゃん

昭和二十七年三月[illegible]多ノ郷村弘報当時球子の嬉しかつた事悲しかつた事につき聞いて頂きましたが其の後の球子の経験を発表すろ事に致しませう。

球子の独り言（其の二）

乳児期の始に保健婦さんの訪問により腰のたゞれお茶や果汁を欲しかつたり、又夜泣をする私につき母さんに色々指導して貰つてよりメキメキ大きくなつてゐた所までゝお別れになつてゐましたね。其の後の球子は相変らず何をするにしても生まれて始めてなので嬉しかつた事悲しかつた事は半年迄よりまだまだ沢山あるのよ、さうねえ。何が一番悲しくし嬉しかつたかと云へばそれは離乳期でした。生後六ケ月過ぎて寝返りも出來出し腹ばいになりクル〳〵廻る事も出來出すと増々お腹が減つて[illegible]の。

或る日の事今まで通り四時間毎にお乳を下さる母さんに何時もの様におねだりして飲ましてもらつたものゝ何だか味が悪い事に気付いた。母さんは別段体に異常はないらしい、毎回毎日同じ事今までより水つぼくそれかと云つて量は沢山出るし其の時は充分お腹ははるから満足するがすぐに胃が空になり体がだるくなる。「お乳がおいしくないよー」といくら訴へても知らぬ顔の母さん。お乳がチンチンはへたと云つては時間がくれば飲ましてくれる。私はお乳以外の何かを食べたいのにどんなに要求してもくれないのでお腹が減つてるので仕方なくおいしさうに満腹するまで飲む、又うちの母さんのお乳はどんなにのんでも沢山出る乳なのよ、今までは益々嬉しかつたけれど此の頃ではそれがうらめしくなつた、水腹がはつた様な気持で其の上だるい体で這ひ〳〵してゐたせいか手足や胸のあたりが軟くなつた様な感がする。

或る日の事、役所より連絡があり乳児検診と云ふものをするから來る様にと云つて來た事をおばあさんに話してゐた。おばあちやんはそんな事をしなくても此の子は大きくなるから忙がしいのに一日中つぶれに行かんでも構ん〳〵と云ひ母さんを止めました。隣のAちやんもBちやんも皆な行つたのに。月曜日の保健婦相談日を思ひ出した母さんは用を兼ねて私を連れて早速出かけた。母ちやんは気がつかなかつたか保健婦さんより手足が軟くなつた事を聞き驚いてゐた。乳児検診に行かなかつたので体重等を側定して下さり色々と話を聞かされた。六ケ月過ぎるとお乳の栄養分が充分でなくなるので重湯から始めボツ[illegible]以外のも[illegible]を食べさ[illegible]其の理由を話してゐ[illegible]が何かを欲しいと思つて[illegible]たのは其のドロドロの重湯やビスケット等だつたのです、体重も前回よりか増加率が悪いと話してゐた、其の時の私の嬉しかつた事、之で体のだるいのも治るだらうと早く帰つて重湯を頂戴と要求したが母さんはしばらくプリントを見乍ら説明を聞いてゐたそのプリントをこつそりのぞくと次の様に書いてあつた。

離乳食を与へる時の注意

一、先づ乳を規則的に与へる。

二、乳以外の食物は乳のすぐ前に与へ續けて授乳する。

三、一日一品一匙づつ順に増。

四、育つにつれ色々にいつも同じものばかりはいかぬ。

五、味はうす味（大人の半[illegible]

六、菓[illegible]のや[illegible]く。

七、赤ち[illegible]をつけ乍[illegible]

離乳の方針

① 主食として用ひ始は一日一[illegible]にさじで二〜三匙[illegible]目毎に四〜五匙づつていく副食も与えるつて一日一回丈お乳を[illegible]る事が出来る様になれば別の授乳時（午後二時）も此の様にする。

② 副食始は野菜の裏ごを用いる（じやが芋の[illegible]し等）すり鉢ですりてもよいそれをつゞ[illegible]〇〜二五匙与へる[illegible]二匙与へ之も段[illegible]てゆく野菜の[illegible]だら魚肉の[illegible]と云ふ具合[illegible]高級な[illegible]

月令	6ケ月	7ケ月	8ケ月
午前六時	乳汁	〃	〃
十時	重湯スープ 大匙三〜四匙 乳汁	つぶり粥 大匙三〜四匙 大根裏ごし一匙 味噌汁 乳汁	うどん卵黄入 大匙三〜四匙 人参裏ごし一匙 野菜スープ 乳汁
十二時	果汁 大匙三〜四匙 ウエフアース半枚	果汁 右同量 ボーロ五ケ	果汁 右同量 ボー[illegible]七
午後二時	乳汁	〃	〃
四時	番茶	〃	〃
[illegible]		〃	つぶし粥（煮干粉入） 味噌汁 大匙三〜四匙 馬鈴薯つぶし 乳汁
[illegible]		〃	〃

市民税はこうして決定される

問　県、市民税課税標準の算定方法及び右の異議申請の期間、方法等についてお答へ下さい。（実直な一サラリーマンより）

右のお尋ねがありましたので、税務課よりお答へ致しますが、詳細については[illegible]直接係員について[illegible]いくよう[illegible]

お尋ねの課税標準は、個人であつては、所得税額等五つの方法がありますが、当市の採用してゐる方法についてお答へ致します。合併の際の取決めにより、三ケ年間不均一課税が行はれますので、地区により一部方法が異なります、多ノ郷地區を除く、他の全地區は、前年分の所得から基礎控除（六七、五〇〇円）の[illegible]した金額を課税標準とし、多ノ郷地区は、その金額から、所得税額を控除した額を課税標準に採用します従つてこの所得等は税務[illegible]（国税）の決定したもの[illegible]、所得税失格者不申[illegible]は、所得税[illegible]決定の基準により、市長が決定致します。

法人については、法人税額が本年度の課税基礎となります。

一、県民税の算定方法

これが算定方法は、均等割と所得割の二つの税額を合算して算定します。

(イ) 均等割

均等割とは前年度において所得のあつた者には、均等に課されるもので個人には二百円（市民税二百円、県民税百円）法人には千八百円（市民税千二百円、県民税六百円）が課税されま[illegible]

(ロ) 所得割

[illegible]率の決定は先に述[illegible]課税標準の総額で本年賦課徴収を必要とされる市民税と所得割総額を除して定められます。その方法は単純累進と超過累進の二つの方法がありますが地区により異つて居ります。

県民税の課税標準は市民税の所得割が採用され、県から配賦された県民税所得割総額を市民税所得割総額で除して税率が決ります。

法人については、前年度法人税額の百分の九（一部七、五）が市民税となり同じく百分の五が県民税となります。

但し法人の所得割は直接県に申告納付することになつております。

以上の事を簡単に表にしますと、（左記の通り）

個人｛均等割200＋（総所得－基礎控除[illegible]
　　　均等割100＋（市民税所得割）[illegible]

[illegible]等割 1.200＋前年度[illegible]

三、市民税についての異議申請

市民税額について、違法[illegible]誤等があると認められ[illegible]きは市民[illegible]書を受[illegible]以内に市[illegible]申立（文書[illegible]ことが出來ます。

市長はこれに対し、申立受理した日から三十日以内にその件についての決定して、申請者に文書を以[illegible]通知することになつ[illegible]ます。（地方税法第[illegible]十八条）